

2023年5月25日

各 位

会 社 名 イ ノ テ ッ ク 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 大塚 信行 (コード:9880 東証プライム)

問合せ先 経営企画部長 宮崎 裕一

(TEL: 045 - 474 - 9000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2023 年 5 月 25 日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023 年 6 月 23 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガ バナンスの向上を目的として、執行役員制度を導入することといたしたく、執行役員に関する規定を新設する ものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる規定を新設するものであります。取締役の責任の一部免除に関する定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2023年6月23日 (予定)定款変更の効力発生日2023年6月23日 (予定)

以上

において定めた順序により、他の取締役がこ

れにあたる。

			(下線は変更部分を示します。
	現行定款		変更案
	第 1 章 総 則		第 1 章 総 則
(目 的)		(目 的)	
第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とす	第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とす
	る。		る。
1.	産業用・民生用電気機器(半導体製造機器、	1.	産業用・民生用電気機器(半導体製造機器、
	コンピュータ機器、計測機器等) <u>及び</u> その		コンピュータ機器、計測機器等) <u>および</u> そ
	部品、原材料、附属品、ソフトウエア等の		の部品、原材料、附属品、ソフトウエア等
	開発、製造、購入、販売、リース、レンタ		の開発、製造、購入、販売、リース、レン
	ル及び輸出入		タル <u>および</u> 輸出入
2.	前記電気機器 <u>及び</u> その部品、原材料、附属	2.	前記電気機器 <u>および</u> その部品、原材料、附
	品、ソフトウエア等に関する研究開発並び		属品、ソフトウエア等に関する研究開発並
	にそのコンサルティング業務		びにそのコンサルティング業務
3.	電気通信事業、情報提供事業 <u>及び</u> それらの	3.	電気通信事業、情報提供事業 <u>および</u> それら
	受託		の受託
4.	(条文省略)	4.	(現行どおり)
5.	特許権その他工業所有権の取得、譲渡 <u>及び</u>	5.	特許権その他工業所有権の取得、譲渡 <u>およ</u>
	その仲介		<u>び</u> その仲介
6.	(条文省略)	6.	(現行どおり)
(機関の部	设置)	(機関の部	设置)
第4条	当会社は、取締役会、監査役、監査役会及	第4条	当会社は、取締役会、監査等委員会および
	<u>び</u> 会計監査人を置く。		会計監査人を置く。
	第 3 章 株 主 総 会		第 3 章 株 主 総 会
(招集の時期 <u>及び</u> 招集権者)		(招集の時期 <u>および</u> 招集権者)	
第12条	(条文省略)	第12条	(現行どおり)
П.	当会社の株主総会は、法令に別段の定めがあ	П.	当会社の株主総会は、法令に別段の定めがあ
	る場合のほか、取締役会の決議により、代表		る場合のほか、取締役会の決議により、代表
	取締役会長 <u>又は</u> 代表取締役社長がこれを招		取締役会長 <u>または</u> 代表取締役社長がこれを
	集する。代表取締役会長 <u>又は</u> 代表取締役社長		招集する。代表取締役会長 <u>または</u> 代表取締役
	に事故あるときは、あらかじめ取締役会にお		社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会
1		1	

いて定めた順序により、他の取締役がこれに

あたる。

現行定款 変更案 (議長) (議長) 株主総会の議長は、代表取締役会長又は代第13条株主総会の議長は、代表取締役会長または 第13条 代表取締役社長がこれに当たる。代表取締 表取締役社長がこれに当たる。代表取締役 会長又は代表取締役社長に事故あるとき 役会長または代表取締役社長に事故ある は、あらかじめ取締役会の定める順序によ ときは、あらかじめ取締役会の定める順序 り、他の取締役がこれにあたる。 により、他の取締役がこれにあたる。 (決議要件) (決議要件) 第14条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の<mark>第14条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段</mark> 定めがある場合を除き、出席した株主の議 の定めがある場合を除き、出席した株主の 決権の過半数をもって行う。 議決権の過半数をもって行う。 Ⅱ. (条文省略) Ⅱ. (現行どおり) (電子提供措置等) (電子提供措置等) 第15条 (条文省略) 第15条 (現行どおり) Ⅱ. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 Ⅱ. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部につい 務省令で定めるものの全部または一部につ て、議決権の基準日までに書面交付請求をし いて、議決権の基準日までに書面交付請求を た株主に対して交付する書面に記載するこ した株主に対して交付する書面に記載する とを要しないものとする。 ことを要しないものとする。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を行使することが第16条 株主は、当会社の議決権を行使することが できる他の株主 1 名を代理人としてその議 できる他の株主 1 名を代理人としてその議 決権を行使することができる。株主又は代 決権を行使することができる。株主または 理人は、代理権を証明する書面を当会社に 代理人は、代理権を証明する書面を当会社 提出しなければならない。 に提出しなければならない。 第 4 章 取締役・取締役会及び代表取締役 第 4 章 取締役・取締役会および代表取締役 (取締役の員数) (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は21名以内とする。 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役

(新 設)

を除く。) は5名以内とする。

以内とする。

Ⅱ. 当会社の監査等委員である取締役は、5名

現行定款	変更案
(取締役の選任の方法)	(取締役の選任の方法)
第18条 取締役の選任は、株主総会に権を行使することができるの3分の1以上を有する株式の議決権の過半数をもって行 II. (条文省略)	株主の議決権 <u>とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総 Eが出席し、そ 会において、議決権を行使することができ
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第19条 取締役の任期は、選任後1年 る事業年度のうち最終のも 時株主総会終結の時までとて (新 設)	の任期は、選任後1年以内に終了する事業

(取締役会)		(取締役会)	
第20条	(条文省略)	第20条	(現行どおり)
П.	取締役会の招集通知は、会日の3日前まで	П.	取締役会の招集通知は、会日の3日前まで
	に各取締役 <u>及び各監査役</u> に対して発するも		に各取締役に対して発するものとする。但
	のとする。但し、緊急の必要あるときは、		し、緊急の必要あるときは、これを短縮す
	これを短縮することができる。		ることができる。
Ш.	取締役が取締役会の決議の目的事項につ	Ш.	取締役が取締役会の決議の目的事項につい
	いて提案した場合、当該事項の決議に加わ	,	て提案した場合、当該事項の決議に加わる
	ることのできる取締役全員が書面 <u>又は</u> 電磁	5	ことのできる取締役全員が書面 <u>または</u> 電磁
	的記録により同意の意思表示を <u>し、監査役</u>		的記録により同意の意思表示を <u>した</u> とき
	<u>が異議を述べない</u> ときは、取締役会の承認		は、取締役会の承認決議があったものとみ
	決議があったものとみなす。		なす。
IV. 取締役	安会に関する事項については、法令 <u>又は</u> 定款	IV.	取締役会に関する事項については、法令 <u>ま</u>
	に別段の定めがある場合のほか、取締役会		<u>たは</u> 定款に別段の定めがある場合のほか、
	が定める取締役会規程による。		取締役会が定める取締役会規程による。
(役付取紹	竞役)	(役付取約	帝役)
第21条	取締役会の決議をもって、取締役の中か	第21条	取締役会は、その決議によって取締役(監
	ら、社長1名を選任し、必要に応じて、会		査等委員である取締役を除く。) の中から
	長、副社長、専務取締役、常務取締役各若		会長1名を選定することができる。
	<u>干名</u> を選定することができる。		
(代表取締役)		(代表取締役)	
第22条	取締役会は、取締役の中から代表取締役若	第22条	取締役会は、取締役 (監査等委員である取
	干名を選定する。		<u>締役を除く。)</u> の中から代表取締役若干名
			を選定する。
		(重要な業	美務執行の決定の委任)
	(新 設)	第23条	取締役会は、会社法第399条の13第6項の
			規定により、その決議によって重要な業務
			執行(同条第5項各号に掲げる事項を除
			く。)の決定の全部または一部を取締役に委
1		1	

変更案

任することができる。

現行定款

	現行定款		変更案
		(報酬等)	
	(新 設)		- 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対
	(7) BA7	7,5 17	価として当会社から受ける財産上の利益
			は、監査等委員である取締役とそれ以外の
			取締役とを区別して、株主総会の決議によ
			って定める。
		(執行役員	1)
	(新 設)	第25条	 取締役会は、その決議によって執行役員を
			選任し、業務を執行させることができる。
		П.	- 取締役会は、その決議によって執行役員の
			中から社長1名およびその他の役付執行役
			員を選定することができる。
第 5 章	監査役及び監査役会		(削 除)
(監査役の)	<u>員数)</u>		
第23条	当会社の監査役は、5名以内とする。		(削 除)
(監査役の)	選任の方法)		
第24条	監査役の選任は、株主総会において、議決		(削 除)
	権を行使することができる株主の議決権		
	の3分の1以上を有する株主が出席し、そ		
	の議決権の過半数をもって行う。		
(監査役の	<u> </u>		
第25条	監査役の任期は、選任後4年以内に終了す		(削 除)
	る事業年度のうち最終のものに関する定		
	時株主総会の終結の時までとする。		
<u>II.</u>	任期満了前に退任した監査役の補欠とし		
	て選任された監査役の任期は、退任した監		
	査役の任期の満了すべきときまでとする。		
(常勤監査	役)		
第26条	監査役会は、監査役の中から常勤監査役		(削 除)
	若干名を選定する。		
-			

現行定款	変更案		
(監査役会の招集)	及 史采		
第27条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各	(削 除)		
監査役に対して発するものとする。	(Hil 松)		
世し、緊急のあるときは、これを短縮する			
ことができる。			
II. 監査役会に関する事項については、法令又			
は定款に別段の定めがある場合のほか、監			
査役会が定める監査役会規程による。			
EKAN AN VILLE ANGELLA VO			
(新 設)	第 5 章 監査等委員会		
(),1	(常勤の監査等委員)		
(新 設)	第26条 監査等委員会は、その決議によって、常勤		
VVI BXV	の監査等委員を選定することができる。		
	(監査等委員会)		
(新 設)	 第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前		
	までに各監査等委員に対して発するものと		
	する。但し、緊急の必要あるときは、これ		
	を短縮することができる。_		
	Ⅱ. 監査等委員会に関する事項については、法		
	今または定款に別段の定めがある場合のほ		
	か、監査等委員会が定める監査等委員会規		
	程による。		
第6章 取締役 <u>、監査役</u> の責任免除	第6章 取締役の責任免除		
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)		
第28条 (新 設)	損害賠償責任の一部免除)		
	第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に		
	より、任務を怠ったことによる取締役(取		
	締役であった者を含む。)の賠償責任を、法		
	令の限度において、取締役会の決議によっ		
	て免除することができる。		
当会社は、取締役(業務執行取締役等で			
あるものを除く。) <u>、監査役</u> との間に、当	るものを除く。)との間に、当会社に対す		
会社に対する賠償責任に関する契約を締			
結することができる。ただし、その賠償			
責任の限度額は法令が定める金額とす	責任の限度額は法令が定める金額とする。		

る。

	現行定款		変更案
	第7章 計算		第7章 計算
(剰余金の配当)		(剰余金の配当)	
第30条	株主総会の決議により、毎事業年度末日の	第30条	株主総会の決議により、毎事業年度末日の
	株主名簿に記録された株主 <u>又は</u> 登録株式		株主名簿に記録された株主 <u>または</u> 登録株
	質権者に対し、期末配当を行うことができ		式質権者に対し、期末配当を行うことがで
	る。		きる。

- Ⅱ. 前項のほか、取締役会の決議により、毎 年9月30日の株主名簿に記録された株主 又は登録株式質権者に対して、中間配当 を行うことができる。
- は登録株式質権者に対して、中間配当を行 うことができる。

Ⅱ. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年

9月30日の株主名簿に記録された株主また

(配当金の除斥期間)

(配当金の除斥期間)

- から満 3 年を経過してもなお受領されな いときは、当会社はその支払義務を免れる
 - ものとする。
- 第32条 期末配当金<u>及び</u>中間配当金が支払開始日<mark>第32条 期末配当金<u>および</u>中間配当金が支払開始</mark> 日から満 3 年を経過してもなお受領され ないときは、当会社はその支払義務を免れ るものとする。
 - Ⅱ. 未払いの期末配当金および中間配当金に は利息をつけない。
 - Ⅱ. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利 息をつけない。